

建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十二号

建設工事執行規則の一部を改正する規則

建設工事執行規則（平成八年広島県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1―4 (略)</p> <p>5 平成三十年七月豪雨災害に係る災害復旧事業等に関する特例</p> <p>5 平成三十年七月豪雨災害に係る災害復旧事業等の工事に関する指名競争入札においては、契約担当職員の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して入札を行う場合限り、当分の間、広島県契約規則第二十七条第二項の規定の適用については、同項中「第十七条第一号及び第三号から第七号までに規定する事項並びに入札が一であるときは無効とする旨」とあるのは「第十七条第一号及び第三号から第七号までに規定する事項」とする。</p>	<p>附則</p> <p>1―4 (略)</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

別記様式第1号 (第9条関係)

別記様式第1号 (第9条関係)

建設工事請負契約書

印紙

建設工事請負契約書

印紙

(略)

(略)

3 工期

3 工期

着手 _____ 年 月 日
完成 _____ 年 月 日

着手 平成 _____ 年 月 日
完成 平成 _____ 年 月 日

(略)

(略)

_____ 年 月 日

平成 _____ 年 月 日

発注者 住所 _____
氏名 _____ (印)

発注者 住所 _____
氏名 _____ (印)

受注者 住所 _____
氏名 _____ (印)

受注者 住所 _____
氏名 _____ (印)

(略)

(略)

様式第2号 (第9条関係)

建設工事請負仮契約書

印
紙

(略)

3 工 期

着手 広島県議会の議決のあった日の翌日
完成 _____年 月 日

(略)

_____年 月 日

発注者 住 所
氏 名 (印)

受注者 住 所
氏 名 (印)

(略)

様式第2号 (第9条関係)

建設工事請負仮契約書

印
紙

(略)

3 工 期

着手 広島県議会の議決のあった日の翌日
完成 平成 _____年 月 日

(略)

_____平成 年 月 日

発注者 住 所
氏 名 (印)

受注者 住 所
氏 名 (印)

(略)

様式第3号 (第9条関係)

建設工事変更請負契約書

印
紙

(略)

(9) その他

上記のとおり 年 月 日締結した請負契約
を変更する契約の締結を証するため、契約書 通を作成
し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

発注者 住 所

氏 名

印

受注者 住 所

氏 名

印

(略)

様式第3号 (第9条関係)

建設工事変更請負契約書

印
紙

(略)

(9) その他

上記のとおり平成 年 月 日締結した請負契約
を変更する契約の締結を証するため、契約書 通を作成
し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

発注者 住 所

氏 名

印

受注者 住 所

氏 名

印

(略)

様式第4号 (第9条関係)

建設工事変更請負仮契約書

印
紙

(略)

(9) その他

上記のとおり 年 月 日広島県議会の議決を得て締結した請負契約を変更する仮契約の締結を証するため、仮契約書 通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

この仮契約は、広島県議会の議決を得たときは、何らの手続をすることなく本契約となるものとする。

年 月 日

発注者 住 所
氏 名 (印)

受注者 住 所
氏 名 (印)

(略)

様式第4号 (第9条関係)

建設工事変更請負仮契約書

印
紙

(略)

(9) その他

上記のとおり平成 年 月 日広島県議会の議決を得て締結した請負契約を変更する仮契約の締結を証するため、仮契約書 通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

この仮契約は、広島県議会の議決を得たときは、何らの手続をすることなく本契約となるものとする。

平成 年 月 日

発注者 住 所
氏 名 (印)

受注者 住 所
氏 名 (印)

(略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に指名競争入札において競争に参加する者を指名している建設工事の執行方法については、なお従前の例による。